

令和6年8月1日から

後期高齢者医療制度

保険証が新しくなります

新しい保険証は7月中旬に市(区)町村から送付します

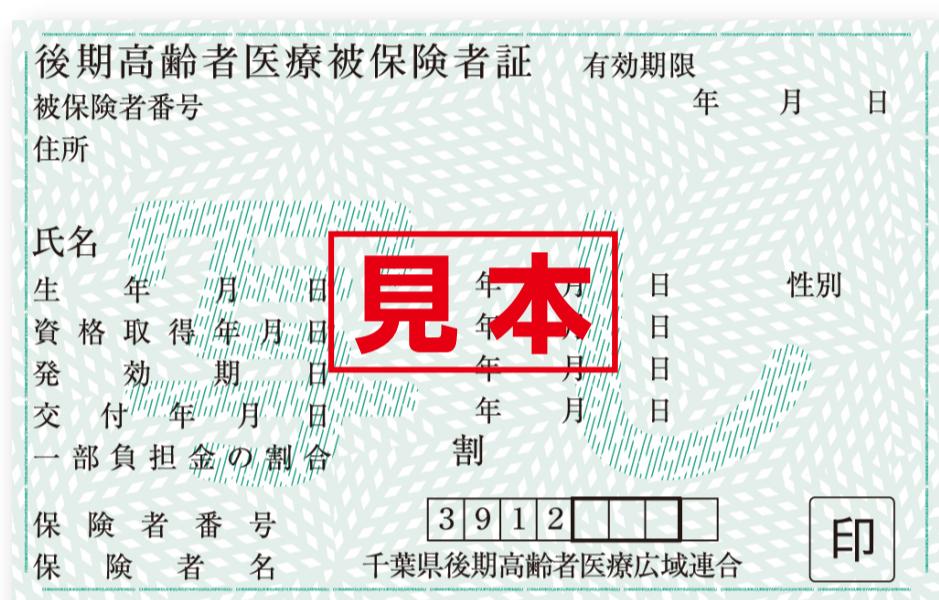
旧

薄茶色



新

薄緑色



令和6年12月2日から健康保険証は発行されなくなります

■令和6年12月1日時点でお手元に有効な健康保険証がある方
引き続き令和7年7月31日まで使用できます。

■令和6年12月2日以降、後期高齢者医療制度の被保険者となる方や負担割合の変更があった方

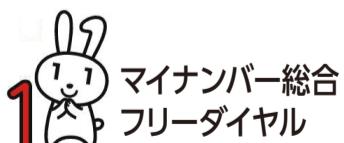
以下に該当する場合は、「資格確認書」を交付する予定です。

- ・マイナンバーカードを持っていない方
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方
- ・その他、何らかの理由でマイナンバーカードの健康保険証利用が困難な方

■医療機関等を受診する場合、以下のいずれもお使いいただけます。(有効なものに限る)

- ・現行の保険証
- ・マイナ保険証
- ・資格確認書

マイナンバーカードの健康保険証利用についてのお問い合わせ



0120-95-0178

マイナンバー

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 平日:9時30分~20時00分
(年末年始を除く) 土日祝:9時30分~17時30分

保険証についてのお問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎ 0570-082070
または、お住まいの市(区)町村高齢者医療担当課へ

ホームページ

